



申請について



対象となる企業等について



申請できるのは、次の3つの要件をすべて満たしている企業等になります。

- ① がん対策の取組が未実施である、または、がん対策の取組は実施しているが、取組内容につき、課題のある企業等であること
- ② 東京都が提示するがん対策取組モデルに即したがん対策の取組を1つ以上実施すること
- ③ 本社または事業所が東京都内に所在すること

※ただし、次のいずれかに当てはまる企業等は認定できません。

- ・法律の定めのない医業類似行為を行う企業等
- ・食品衛生法、薬事法、健康増進法等の関係法令に適合しない食品及び医薬品等を販売する企業等
- ・がん検診の実施機関及びがん検診の普及啓発を目的に設置された企業等
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される企業等
- ・特定の政治活動や宗教活動を行う企業等
- ・その他、東京都が不適当とみなした企業等

申請方法・認定までの流れ

- 1 まずは下記事務局までお問い合わせください。
※事務局からご説明した後、申請書をお渡しします。
- 2 申請書を作成し、ご提出ください。(郵送可)
- 3 認定の決定後、認定通知書を交付いたします。

申請期限

平成29年7月28日（金曜日）

お問合せ先

東京都職域連携がん対策支援事業事務局
(みずほ情報総研株式会社内)
〒101-8443 東京都千代田区神田錦町2-3
電話 0120-145-277 (平日 10~17時)
E-mail tokyo_cancer2017@mizuho-ir.co.jp



東京都職域連携

がん対策支援事業

取組企業

募集案内

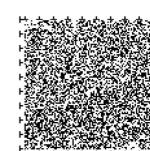
平成29年度

今、日本人の2人に1人ががんとなり、3人に1人ががんで命を落としています。

昨年12月にがん対策基本法が改正され、「がん患者の雇用継続等に配慮するよう努める」ことが事業主の責務となりました。大切な従業員やその家族を守るために、早期発見・早期治療に向けて、ぜひ東京都と一緒に活動してみませんか。



東京都福祉保健局



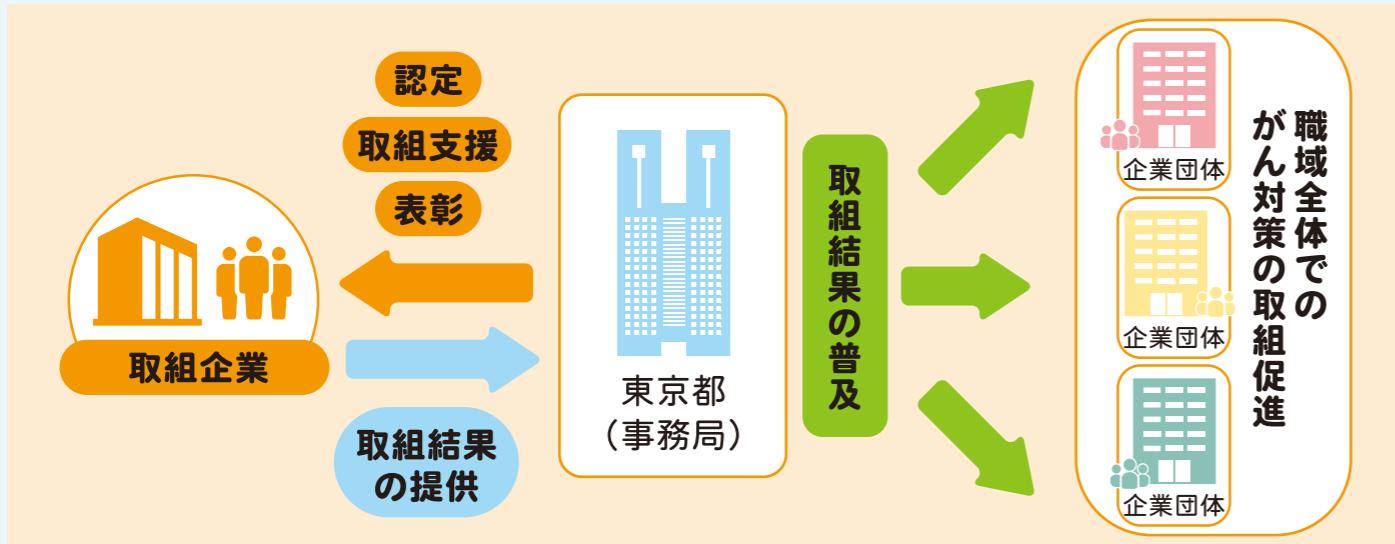


がん対策に取り組む企業を募集しています



東京都職域連携がん対策支援事業とは

東京都が提示するがん対策取組モデルに即したがん対策の取組を実施する企業等を「取組企業」に認定し、取組企業の活動を東京都が支援することで、協力して職域におけるがん対策の取組促進を目指すものです。



取組企業に認定されると

- 取組企業の活動を東京都が支援します。
- 東京都ホームページで活動状況を紹介します。
- 活動にあたり、東京都職域連携がん対策支援事業ロゴマークを使用することができます。
- 特に優れた取組を行った企業を表彰します。

東京都からの支援の主な内容

- 啓発用資材等がん対策に関する各種情報提供
- 都指定アドバイザーによる助言・提案
- 各企業担当者による意見交換の場としての連絡会開催

取組企業の活動について

取組企業に認定された企業には、次の活動をお願いします。

- 東京都が提示するがん対策取組モデルに即したがん対策の取組の実施
- がん対策の取組についての情報提供
- 東京都が開催する連絡会や表彰式への参加



職域におけるがん対策取組モデル例

※ここに記載している取組モデルは例示であり、個々の企業の実情に合わせ、両モデル例の各項目を横断的に取り組む場合も認定・支援の対象にいたします。

企業としてがん検診を実施していない場合の取組モデル

- ① がん検診の実施可能性の検討
- ② 区市町村や従業員個人でのがん検診の受診促進

取組例 社内メール・社内テレビ・社内報等を活用したがん検診の周知
従業員向け「がんセミナー」・「がん情報のパネル展示」の実施
- ③ 区市町村等でのがん検診の受診結果把握
- ④ 精密検査の受診勧奨
- ⑤ がんに罹患した従業員への支援の実施

企業としてがん検診を実施しているが、課題のある場合の取組モデル

- ① がん検診の実施状況・従業員の受診状況の分析
- ② 受診率に課題のある場合

取組例 管理職や担当者からの個別のメッセージ発信
社長直属の受診推進の検討会設置
- ③ 検診の受けやすさに課題のある場合

取組例 管理職の積極的ながん検診受診
がん検診受診に対する勤務減免措置
- ④ 検診結果把握、精密検査の受診状況等に課題のある場合

取組例 受診履歴の適切な管理
産業医による検査結果確認・再検査対象者への面談実施
- ⑤ がんに罹患した従業員への支援の実施